

標準適用内透析用水作製装置：多人数用向 管理基準

管理番号：J-管基1-001

	管理対象	管理内容	管理基準	管理間隔他	
水	供給水源	水道水基準	水道水質基準に適合	水道法施行規則に従う	
	原水	水道水質基準 化学的汚染基準 ¹⁾²⁾³⁾	水道水質基準に適合	2016年版 透析液水質基準本文参照	
	RO原水	電気伝導率 ⁴⁾	なし	毎月	
	RO水	電気伝導率 ⁵⁾	25 μ S/cm以下<25°C補正值> ・アラートレベル ²⁾ 12.5 μ S/cm以上 <25°C補正值>	透析施行日	
	透析用水	生物学的汚染基準	生物学的汚染基準に適合	2016年版 透析液水質基準本文参照	
化学的汚染基準 ¹⁾³⁾		化学的汚染基準に適合	2016年版 透析液水質基準本文参照		
装置 対象型式	原水供給ユニット	加温後のタンク水温	設定値 \pm 5°C *管理水温以上は除く	透析施行日	
	・MH ・MHR	原水フィルタ	原水フィルタの圧力損失	初期圧力損失+0.05MPa	透析施行日
			使用期間	—	原水水質によって変動。目安1～3ヶ月 (最長6ヶ月)
	・MX ・MX'E ・MIZ ・MHS	軟水装置(軟水機)	処理水硬度	ご使用の硬度指示薬で青色又は使用方法 の基準内であること	透析施行日
			塩タンク内の塩量(不溶解塩)	不溶解塩が存在すること	透析施行日
			イオン交換樹脂の圧力損失	初期圧力損失+0.1MPa	透析施行日
			イオン交換樹脂の使用期間	—	2～3年
	・MIE ・MX'R ・MSR	カーボンフィルタ (活性炭ろ過装置*)	残留塩素	出口水の総塩素が \leq 0.1mg/L未満 ⁶⁾	透析施行日
			カーボンフィルタの圧力損失	初期圧力損失+0.05MPa	透析施行日
			使用期間	—	原水水質によって変動。目安1～3ヶ月 (最長6ヶ月) *1は1年
	・JWR	チェックフィルタ	チェックフィルタの圧力損失	初期圧力損失+0.05MPa	透析施行日
			—	—	原水水質によって変動。目安1～3ヶ月 (最長6ヶ月)
	ROユニット	RO阻止性能 *電気伝導率または電気伝導率の阻止 率のいずれかに適合すること	RO水の電気伝導率25 μ S/cm以下 <25°C補正值> 表示がppm(mg/L)の場合は電気伝導率換 算として、ppm(mg/L) \div 0.7となる ・アラートレベル ²⁾ 12.5 μ S/cm以上 <25°C補正值>	透析施行日	
			ROユニットの電気伝導率阻止率 ⁴⁾ (93%以上)	毎月	
			ROモジュール使用期間	—	3年
	RO水量	造水運転時の所定流量	透析治療及びその準備に必要な水の量を 満足すること	透析施行日	
	紫外線殺菌灯	ランプ(点灯時間と点灯確認)	点灯積算8000時間又は使用1年	透析施行日 点灯積算8000時間又は使用開始後 1年	
エアフィルタ	使用期間	使用1年	使用積算8000時間又は使用開始後 1年		

1) 装置設置時は適合していることを確認する。また、供給水源を変更した場合は原水および透析用水の化学的汚染物質の濃度が変わる場合があるので、必ず化学的汚染物質を測定すること。

化学的汚染基準を超過した場合、ROモジュールの交換など対策を講じること。

2) アラートレベルを超過した場合にはその原因を調査・確認する。

3) 原水条件に変更があった場合(例:災害発生後など)、原水および透析用水の化学的汚染物質を測定する。

4) RO阻止性能をROユニットの電気伝導率で管理する場合。

5) 電気伝導率阻止率で管理する場合はROユニットの電気伝導率阻止率が93%以上であること。

6) 原水も測定し、総塩素濃度が1mg/L以上となった場合、測定頻度を透析治療ごとに変更する。